


名 称	能美市空き家等対策地域活動費補助金交付要綱（抜粋）	
目 的	近隣に被害や迷惑を及ぼすような空き家等に対して、地域が見守り等に取り組む活動補助金の交付に関し必要な事項を定めるもの	
<p>（交付基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、空き家等が存在する町会又は町内会（以下「町会等」という。）に対し、予算の範囲内において行う。ただし、空き家等の所有者等が諸事情により当該空き家等の適正な管理を行うことが困難であり、かつ所有者等の承諾がある場合に限る。 2. 事業をしようとする町会等は、計画書を市に提出し、補助採択を受けなければならない。採択を受けた事業を実施しようとする町会等は、事業着手前に補助金交付申請書を市に提出しなければならない。 <p>（補助対象）</p> <p>空き家等の瓦や壁面の部材等の飛散防止、樹木伐採や草刈りなど緊急に危険回避が必要となった場合及び地域が空き家等に対して見守り等に取り組む活動に関するもの</p> <p>（補助金額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金の額は、補助対象事業に要した額とし、1件あたり10万円を限度とする。 2. 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。 <p>（事務担当）</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部まち整備課（TEL：58-2251、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい		
【URL】	【QRコード】	
https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=789		

※平成31年4月1日から施行

※令和3年4月1日改正